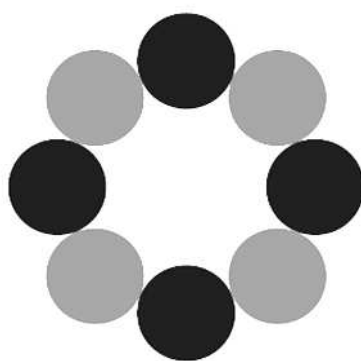


令和8年南砺市議会定例会
令和8年6月会議
議案書



南砺市

令和8年6月会議提出案件

目 次

予算関係

議案第	44号	令和8年度南砺市一般会計補正予算（第1号）	4
議案第	45号	令和8年度南砺市病院事業会計補正予算（第1号）	29
議案第	46号	令和8年度南砺市水道事業会計補正予算（第1号）	33
議案第	47号	令和8年度南砺市下水道事業会計補正予算（第1号）	37

条例関係

議案第	48号	南砺市企業立地振興条例の全部改正について	41
議案第	49号	南砺市市民センター設置条例の一部改正について	44
議案第	50号	南砺市行政手続条例の一部改正について	46
議案第	51号	南砺市印鑑条例の一部改正について	49
議案第	52号	南砺市税条例の一部改正について	51
議案第	53号	南砺市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について	57
議案第	54号	南砺市学校教育施設使用条例の一部改正について	59

その他

議案第	55号	財産の取得について	61
議案第	56号	財産の取得について	62
議案第	57号	財産の取得について	63
議案第	58号	財産の取得について	64
議案第	59号	財産の取得について	65
報告第	4号	令和7年度南砺市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	66
報告第	5号	令和7年度南砺市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	69

報告第	6 号	令和7年度南砺市介護事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告 について……………	7 0
報告第	7 号	令和7年度南砺市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書 の報告について……………	7 1
報告第	8 号	令和7年度南砺市病院事業会計予算繰越計算書の報告について……	7 2
報告第	9 号	令和7年度南砺市水道事業会計予算繰越計算書の報告について……	7 3
報告第	1 0 号	令和7年度南砺市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について……	7 4
報告第	1 1 号	専決処分の報告について……………	7 5
報告第	1 2 号	債権放棄の報告について……………	7 6

議案第44号

令和8年度南砺市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度南砺市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ675,271千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,725,271千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年6月4日提出

南砺市長 田中幹夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		3,200,341	74,931	3,275,272
	2 国庫補助金	1,566,768	74,931	1,641,699
17 県支出金		2,027,577	39,748	2,067,325
	2 県補助金	1,191,938	39,748	1,231,686
20 繰入金		4,243,925	391,124	4,635,049
	1 繰入金	4,243,925	391,124	4,635,049
22 諸収入		1,007,373	24,268	1,031,641
	5 雑入	678,037	24,268	702,305
23 市債		1,988,400	145,200	2,133,600
	1 市債	1,988,400	145,200	2,133,600
歳入合計		36,050,000	675,271	36,725,271

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,177,366	64,506	4,241,872
	1 総務管理費	3,756,323	64,506	3,820,829
3 民生費		9,898,006	60,481	9,958,487
	1 社会福祉費	6,023,519	49,071	6,072,590
	2 児童福祉費	3,874,487	11,410	3,885,897
4 衛生費		3,416,358	209,001	3,625,359
	1 保健衛生費	2,308,623	208,555	2,517,178
	2 環境費	1,107,735	446	1,108,181
6 農林水産業費		1,586,069	51,637	1,637,706
	1 農業費	793,191	31,371	824,562
	2 農地費	243,810	1,550	245,360
	3 林業費	548,288	18,716	567,004
7 商工費		2,056,798	60,775	2,117,573
	1 商工費	2,056,798	60,775	2,117,573
8 土木費		4,495,255	168,559	4,663,814
	2 道路橋梁費	2,380,796	196,626	2,577,422
	4 都市計画費	1,585,036	△52,517	1,532,519
	5 住宅費	210,317	24,450	234,767
10 教育費		3,426,324	60,312	3,486,636
	1 教育総務費	369,494	126	369,620

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小学校費	1,012,428	1,983	1,014,411
	3 中学校費	494,439	13,950	508,389
	4 社会教育費	1,093,295	39,859	1,133,154
	5 保健体育費	456,668	4,394	461,062
歳	出	合	計	
		36,050,000	675,271	36,725,271

第2表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
一般会計出資債	27,600	△ 2,400	25,200	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従い償還するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
辺地対策事業債	155,100	19,800	174,900			
過疎対策事業債	1,378,900	127,800	1,506,700			

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	3,200,341	74,931	3,275,272
17 県支出金	2,027,577	39,748	2,067,325
20 繰入金	4,243,925	391,124	4,635,049
22 諸収入	1,007,373	24,268	1,031,641
23 市債	1,988,400	145,200	2,133,600
歳入合計	36,050,000	675,271	36,725,271

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	4,177,366	64,506	4,241,872	28,138		8,268	28,100
3 民生費	9,898,006	60,481	9,958,487	462	23,400		36,619
4 衛生費	3,416,358	209,001	3,625,359		△2,400		211,401
6 農林水産業費	1,586,069	51,637	1,637,706	39,309	8,700		3,628
7 商工費	2,056,798	60,775	2,117,573				60,775
8 土木費	4,495,255	168,559	4,663,814	37,839	97,800		32,920
10 教育費	3,426,324	60,312	3,486,636	8,931	17,700	16,000	17,681
歳 出 合 計	36,050,000	675,271	36,725,271	114,679	145,200	24,268	391,124

2. 歳入

第 16 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	552,277	27,699	579,976	1	27,699	地域女性活躍推進交付金 1,249
				総務管理費補助金		地域未来交付金（地域防災緊急整備型） 26,450
2 民生費国庫補助金	124,552	462	125,014	1	462	生活保護事務費補助金 462
				社会福祉費補助金		
5 土木費国庫補助金	847,627	37,839	885,466	1	69,321	社会資本整備総合交付金（道路） 93,812
						道路橋梁費補助金
				2	△31,482	社会資本整備総合交付金（道路維持） △15,432
						社会資本整備総合交付金（街路） △31,482
7 教育費国庫補助金	40,566	8,931	49,497	2	188	教育支援体制整備事業費補助金（小） 188
				小学校費補助金		
				4	8,743	文化芸術振興費補助金 8,743
計	1,566,768	74,931	1,641,699			

第 17 款 県支出金

第 2 項 県補助金

1 総務費県補助金	119,368	439	119,807	1 総務管理費補助金	439	富山県地域防災力向上支援事業費補助金 439
4 農林水産業費県補助金	618,493	39,309	657,802	1 農業費補助金	30,059	とやま型集落営農スマート農機導入事業補助金 2,320
						地域農業構造転換支援事業補助金 27,441
						とやまで就農受入体制づくり事業補助金 150
				みどりの食料システム戦略緊急対策交付金 148		
				3 林業費補助金	9,250	県単独森林整備補助金 9,250

第 17 款 県支出金

第 2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	1,191,938	39,748	1,231,686			

第 20 款 繰入金

第 1 項 繰入金

1 基金繰入金	4,243,925	391,124	4,635,049	1 財政調整基金繰入金	391,124	財政調整基金繰入金	391,124
計	4,243,925	391,124	4,635,049				

第 22 款 諸収入

第 5 項 雑入

1 雑入	678,037	24,268	702,305	1 総務管理費雑入	8,268	自治総合センター助成金	6,200
				13 教育費雑入	16,000	県道整備事業補償金	2,068
						日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金	16,000
計	678,037	24,268	702,305				

第 23 款 市債

第 1 項 市債

2 民生債	103,500	23,400	126,900	1 社会福祉債	23,400	高齢者保健福祉施設整備（過疎債）	23,400
3 衛生債	27,600	△2,400	25,200	1 保健衛生債	△2,400	上水道一般会計出資債	△2,400

第 23 款 市債

第 1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業債	202,800	8,700	211,500	3 林業債	8,700	林道整備（辺地債） 8,500 林道整備（過疎債） 200
6 土木債	1,026,600	97,800	1,124,400	1 道路橋梁債	118,300	市道整備（辺地債） △100 市道整備（過疎債） 34,900 道路維持（辺地債） 11,400 道路維持（過疎債） △9,300 消融雪施設整備（過疎債） 12,900 市道整備・補助（過疎債） 68,500
				2 都市計画債	△20,500	都市計画街路（過疎債） △20,500
8 教育債	332,000	17,700	349,700	2 中学校債	10,100	学校教育施設整備事業（過疎債） 10,100
				4 社会教育施設費	7,600	社会教育施設整備（過疎債） 7,600
計	1,988,400	145,200	2,133,600			

3. 歳出

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理費	1,051,179	2,068	1,053,247	14 工事請負費	2,068	4 情報公開費	2,068		(諸収) 2,068		補正前額 / 補正額 / 補正後額 1,604 / 2,068 / 3,672 市役所屋外掲示板設置工事 2,068	
7 企画費	296,548	5,572	302,120	12 委託料 18 負担金補助及び 交付金	7,272 △1,700	2 企画費	5,572		(諸収) 4,200	1,372	補正前額 / 補正額 / 補正後額 73,105 / 5,572 / 78,677 シティプロモーション推進業務委託料 1,372 コミュニティ助成事業補助金 4,200	
9 女性活躍・婚活 支援費	17,487	0	17,487			1 女性・若者活 躍推進費	0	(国) 1,249			補正前額 / 補正額 / 補正後額 5,526 / 0 / 5,526 財源振替	
14 災害対策費	82,870	56,866	139,736	10 需用費 12 委託料 17 備品購入費 18 負担金補助及び 交付金	21,146 550 32,291 2,879	1 災害対策費	56,866	(国) 26,450 (県) 439	(諸収) 2,000	27,977	補正前額 / 補正額 / 補正後額 82,870 / 56,866 / 139,736 避難所環境改善事業 ・避難所資機材備蓄品購入 21,146 ・発動発電機購入 6,455 ・スポットクーラー購入 1,001 ・自動ラップ式トイレ購入 1,311 ・防災備蓄倉庫購入 23,524 防災アプリ改修業務委託料 550 コミュニティ助成事業補助金 2,000 富山県地域防災力向上支援事業補助金 879	
計	3,756,323	64,506	3,820,829				64,506	28,138	8,268	28,100		

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
3 生活保護費	76,692	462	77,154	12 委託料	462	1 生活保護更生指導費	462	(国) 462			補正前額 / 補正額 / 補正後額 6,205 / 462 / 6,667 生活保護システム改修業務委託料 462	
4 老人福祉費	1,883,574	48,609	1,932,183	10 需用費 14 工事請負費	198 48,411	5 高齢者施設運営費	48,609		(地) 23,400	25,209	補正前額 / 補正額 / 補正後額 167,114 / 48,609 / 215,723 デイサービスセンターいなみ屋上脱気筒修繕料 66 特別養護老人ホームいなみ屋上脱気筒等修繕料 132 特別養護老人ホーム福寿園 ・給湯設備更新工事 46,948 ・空調設備修繕工事 1,463	
計	6,023,519	49,071	6,072,590				49,071	462	23,400	25,209		

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

3 児童館費	137,350	10,224	147,574	22 償還金利子及び割引料	10,224	2 放課後児童クラブ費	10,224				10,224	補正前額 / 補正額 / 補正後額 93,921 / 10,224 / 104,145 令和6年度子ども・子育て支援施設整備交付金返還金 7,585 令和6年度富山県子ども・子育て支援施設整備事業費補助金返還金 2,349 令和7年度放課後児童クラブ利用手続き等に関わるDX推進実証事業費国庫補助金返還金 290
-----------	---------	--------	---------	------------------	--------	----------------	--------	--	--	--	--------	--

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
5 保育実施費	2,412,606	1,186	2,413,792	10 需用費	1,186	2 保育園費	1,186				1,186	補正前額 / 補正額 / 補正後額 1,111,071 / 1,186 / 1,112,257 城端さくら保育園 ・ 室外機設置場屋根修繕料 649 ・ プール柵修繕料 537
計	3,874,487	11,410	3,885,897				11,410				11,410	

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費

4 上水道費	385,060	208,555	593,615	18 負担金補助及び 交付金	210,955	1 水道事業会計 繰出金	208,555		(地) △2,400		210,955	補正前額 / 補正額 / 補正後額 385,060 / 208,555 / 593,615 繰出金 210,955 出資金 △2,400
計	2,308,623	208,555	2,517,178	23 投資及び出資金	△2,400				△2,400		210,955	

第 4 款 衛生費

第 2 項 環境費

1 環境総務費	108,561	446	109,007	10 需用費	446	2 市営墓地管理 費	446				446	補正前額 / 補正額 / 補正後額 1,859 / 446 / 2,305 城端墓地フェンス修繕料 446
計	1,107,735	446	1,108,181				446				446	

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
3 農業振興費	640,377	31,371	671,748	18 負担金補助及び 交付金	31,371	6 水田農業経営 体活性化対策 費	30,923	(県) 29,761			1,162	補正前額 / 補正額 / 補正後額 29,964 / 30,923 / 60,887 地域農業構造転換支援事業補助金 27,441 とやま型集落営農スマート農機導入事 業補助金 3,482
						8 担い手育成対 策費	300	(県) 150			150	補正前額 / 補正額 / 補正後額 18,722 / 300 / 19,022 とやまで就農受入体制づくり事業補助 金 300
						24 有機農業産地 づくり推進事 業費	148	(県) 148				補正前額 / 補正額 / 補正後額 157 / 148 / 305 有機転換推進事業補助金 148
						計	31,371	30,059			1,312	
計	793,191	31,371	824,562				31,371	30,059			1,312	

第 6 款 農林水産業費

第 2 項 農地費

1 農地総務費	242,962	1,550	244,512	18 負担金補助及び 交付金	1,550	2 土地改良事務 費	1,550				1,550	補正前額 / 補正額 / 補正後額 12,260 / 1,550 / 13,810 団体営土地改良事業補助金 1,550
計	243,810	1,550	245,360				1,550				1,550	

第 6 款 農林水産業費

第 3 項 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
3 林道費	154,573	18,500	173,073	12 委託料 14 工事請負費	△2,072 20,572	5 県単林道整備 費	18,500	(県) 9,250	(地) 8,700		550	補正前額 / 補正額 / 補正後額 17,800 / 18,500 / 36,300 県単林道整備事業 ・改良設計業務委託料 △2,072 ・改良工事 20,572
7 自然保護費	34,626	216	34,842	10 需用費	216	1 自然保護費	216				216	補正前額 / 補正額 / 補正後額 7,413 / 216 / 7,629 金剛堂山避難小屋取水口修繕料 216
計	548,288	18,716	567,004				18,716	9,250	8,700		766	

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

4 企業立地推進費	628,176	6,536	634,712	7 報償費 8 旅費 10 需用費 13 使用料及び賃借 料 18 負担金補助及び 交付金	32 81 3 100 6,320	1 企業立地推進 費	6,536				6,536	補正前額 / 補正額 / 補正後額 89,673 / 6,536 / 96,209 企業誘致事業市民説明会 ・有識者等謝礼 32 ・有識者旅費 81 ・会場使用料 100 ・事務費 3 物流業施設立地奨励事業助成金 6,320
--------------	---------	-------	---------	--	-----------------------------------	------------------	-------	--	--	--	-------	--

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明				
				区 分	金額			特定財源				一般財源			
								国県支出金	地方債	その他					
5 商工観光施設維持費	591,580	54,239	645,819	10	51,188	1	604				604	補正前額 / 補正額 / 補正後額 78,114 / 604 / 78,718 クリエイタープラザ屋根修繕工事 604			
				14		29						民謡の里管理費	334	334	3,291 / 334 / 3,625 民謡の里合掌家屋屋根修繕料 334
				14		32						その他施設維持費	1,202	1,202	22,486 / 1,202 / 23,688 城端駅前公衆トイレ窓修繕料 446 清水明地内ほか観光看板撤去工事 756
				14		36						スキー場管理費	41,184	41,184	211,849 / 41,184 / 253,033 タカンボースキー場 ・管理棟窓修繕料 220 ・どんぐりの館屋根修繕料 150 I O X - A R O S A スキー場 ・格納庫屋根修繕料 385 ・ふれあいセンター屋根修繕料 275 ・ゴンドラ山麓駅舎屋根修繕料 303 圧雪車修繕料 39,851
				14		38						温泉施設維持費	10,915	10,915	68,859 / 10,915 / 79,774 桜ヶ池クアガーデン ・ペレットボイラー修繕工事 1,830 ・プール棟
				14											

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(5 商工観光 施設維持費)											屋根修繕料	363
											外部タイル修繕料	165
											窓枠修繕工事	3,498
											・熱源棟 フェンス修繕工事	3,146
											外壁修繕工事	923
・宿泊棟 屋根修繕工事	814											
											窓枠修繕料	176
						計	54,239				54,239	
計	2,056,798	60,775	2,117,573				60,775				60,775	

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

1 道路橋梁維持費	678,461	△28,575	649,886	12 委託料 14 工事請負費	△15,250 △13,325	2 道路橋梁施設 整備費（補助 工事）	△28,575	(国) △24,491	(地) 2,100		△6,184	補正前額 / 補正額 / 補正後額 428,554 / △28,575 / 399,979 道路施設維持更新事業 ・点検業務委託料 △15,250 ・整備工事 △13,325
2 道路改良費	797,857	202,697	1,000,554	12 委託料 14 工事請負費 16 公有財産購入費	△63,450 200,105 △30,990	1 道路新設改良 費（補助）	165,847	(国) 93,812	(地) 68,400		3,635	補正前額 / 補正額 / 補正後額 522,000 / 165,847 / 687,847 道路改良事業 ・測量設計業務委託料 △66,750 ・改良工事 209,155 ・用地取得 △38,790

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明					
				区 分	金額			特定財源				一般財源				
								国県支出金	地方債	その他						
(2 道路改良費)				21	97,032	2 道路新設改良費(単独)	36,850		(地) 34,900		1,950	・物件等補償 62,232				
				補償補てん及び賠償金												補正前額 / 補正額 / 補正後額 253,000 / 36,850 / 289,850
																道路改良事業 ・測量設計業務委託料 3,300 ・改良工事 △9,050 ・用地取得 7,800 ・物件等補償 34,800
				計			202,697	93,812	103,300		5,585					
5 消融雪施設維持費	153,950	22,504	176,454	14 工事請負費	22,504	1 消融雪装置管理費	22,504		(地) 12,900		9,604	補正前額 / 補正額 / 補正後額 153,950 / 22,504 / 176,454 消雪配管設備 ・更新工事 13,706 ・修繕工事 8,798				
計	2,380,796	196,626	2,577,422				196,626	69,321	118,300		9,005					

第 8 款 土木費

第 4 項 都市計画費

2 都市計画街路費	233,930	△53,000	180,930	14 工事請負費	△53,000	1 都市計画街路費	△53,000	(国) △31,482	(地) △20,500		△1,018	補正前額 / 補正額 / 補正後額 181,000 / △53,000 / 128,000 改良工事 △53,000
4 公園費	176,509	483	176,992	12 委託料	483	1 公園管理費	483				483	補正前額 / 補正額 / 補正後額 176,509 / 483 / 176,992 樹木撤去業務委託料 483
計	1,585,036	△52,517	1,532,519				△52,517	△31,482	△20,500		△535	

第 8 款 土木費

第 5 項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 住宅管理費	196,668	24,450	221,118	18 負担金補助及び 交付金	24,450	2 住宅支援事業 費	24,450				24,450	補正前額 / 補正額 / 補正後額 89,564 / 24,450 / 114,014 優良住宅団地開発支援事業補助金 24,450
計	210,317	24,450	234,767				24,450				24,450	

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費

2 事務局費	287,025	126	287,151	1 報酬 10 需用費	120 6	2 事務局運営費	126				126	補正前額 / 補正額 / 補正後額 10,591 / 126 / 10,717 福光地域統合小・中学校設置協議会 ・委員報酬 120 ・事務費 6
4 教育センター費	78,282	0	78,282			3 教育支援セン ター運営費	0	(国) 188			△188	補正前額 / 補正額 / 補正後額 9,976 / 0 / 9,976 財源振替
計	369,494	126	369,620				126	188			△62	

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

3 小学校教育振興 費	271,834	250	272,084	17 備品購入費	250	1 小学校教育振 興費	250				250	補正前額 / 補正額 / 補正後額 260,658 / 250 / 260,908 児童用図書購入 250
-------------------	---------	-----	---------	-------------	-----	-------------------	-----	--	--	--	-----	---

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
4 スクールバス運 行費	137,287	1,733	139,020	14 工事請負費	1,733	1 スクールバス 運行費	1,733				1,733	補正前額 / 補正額 / 補正後額 137,287 / 1,733 / 139,020 城端小学校スクールバス格納庫屋根修 繕工事 1,733
計	1,012,428	1,983	1,014,411				1,983				1,983	

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

1 中学校管理費	196,851	13,200	210,051	12 委託料	13,200	4 中学校施設整 備費	13,200		(地) 10,100		3,100	補正前額 / 補正額 / 補正後額 9,920 / 13,200 / 23,120 福光地域統合中学校整備事業 ・吉江中学校改修工事設計業務委託料 13,200
3 中学校教育振興 費	149,189	750	149,939	17 備品購入費	750	1 中学校教育振 興費	750				750	補正前額 / 補正額 / 補正後額 125,428 / 750 / 126,178 生徒用図書購入 750
計	494,439	13,950	508,389				13,950		10,100		3,850	

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

4 図書館費	164,411	1,210	165,621	12 委託料	1,210	1 図書館管理運 営費	1,210				1,210	補正前額 / 補正額 / 補正後額 139,432 / 1,210 / 140,642 城端図書館樹木撤去業務委託料 1,210
-----------	---------	-------	---------	-----------	-------	-------------------	-------	--	--	--	-------	--

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
5 文化財保護費	159,261	1,922	161,183	18 負担金補助及び 交付金	1,922	1 文化財保護費	1,922				1,922	補正前額 / 補正額 / 補正後額 25,432 / 1,922 / 27,354 市指定文化財「井波別院瑞泉寺」保存 修理事業補助金 1,922
6 芸術文化推進費	37,940	24,610	62,550	12 委託料	21,025	1 芸術文化推進 費	21,025	(国) 8,743			12,282	補正前額 / 補正額 / 補正後額 4,124 / 21,025 / 25,149 文化芸術創造拠点形成事業 ・ワールドミュージック事業開催業務 委託料 20,406 ・経済波及効果調査業務委託料 619
				14 工事請負費	3,585	6 利賀芸術公園 管理費	3,585				3,585	補正前額 / 補正額 / 補正後額 17,864 / 3,585 / 21,449 利賀ロッジ屋根修繕工事 1,705 合掌宿泊館屋根修繕工事 1,000 研修交流棟屋根修繕工事 880
				計	24,610	8,743			15,867			
7 博物館費	30,349	677	31,026	14 工事請負費	677	1 埋蔵文化財セ ンター費	677				677	補正前額 / 補正額 / 補正後額 11,278 / 677 / 11,955 分館テラス修繕工事 677
9 教育文化施設費	377,669	11,440	389,109	10 需用費	492	5 文化センター 管理費	8,686		(地) 7,600		1,086	補正前額 / 補正額 / 補正後額 267,321 / 8,686 / 276,007 福野文化創造センター空調設備更新工 事 8,052
				14 工事請負費	10,248							

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(9 教育文化 施設費)				18 負担金補助及び 交付金	700						井波総合文化センター駐車場照明設備 更新工事 634	
						6 福祉会館周辺 施設管理費	1,192				1,192	補正前額 / 補正額 / 補正後額 22,254 / 1,192 / 23,446 旧福光保育園跡地駐車場修繕工事 492 福光福祉会館代替施設利用促進補助金 700
						7 平若者センタ ー管理費	1,562				1,562	補正前額 / 補正額 / 補正後額 82,529 / 1,562 / 84,091 屋根修繕工事 1,562
						計	11,440		7,600		3,840	
計	1,093,295	39,859	1,133,154				39,859	8,743	7,600		23,516	

第 10 款 教育費

第 5 項 保健体育費

3 体育施設費	339,558	4,394	343,952	10 需用費	2,325	4 プール管理費	1,989				1,989	補正前額 / 補正額 / 補正後額 117,801 / 1,989 / 119,790 福光プール温水調節設備修繕工事 1,989
				12 委託料	80	5 グラウンド管 理費	1,989	0	(諸収) 16,000	△16,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 45,436 / 0 / 45,436 財源振替	

第 10 款 教育費

第 5 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(3 体育施設 費)						6 その他施設維 持費	2,405				2,405	補正前額 / 補正額 / 補正後額 13,974 / 2,405 / 16,379 たいらクロスカントリー場 ・圧雪車修繕料 2,325 ・指定管理料精算(過年度分) 80
						計	4,394			16,000	△11,606	
計	456,668	4,394	461,062				4,394			16,000	△11,606	

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給与費						共済費	退職手当 事務負担金	合計	備考	
		報酬	給料	期末手当 (年間 支給率)	寒冷地手当	その他 の手当	計					
補正後	長 等	3		26,760	(3.5月分) 10,927		311	37,998	6,927	9,099	54,024	
	議 員	17	78,840		(3.5月分) 32,193			111,033	19,446		130,479	
	その他の特別職	1,657	69,215					69,215			69,215	
	計	1,677	148,055	26,760	43,120		311	218,246	26,373	9,099	253,718	
補正前	長 等	3		26,760	(3.5月分) 10,927		311	37,998	6,927	9,099	54,024	
	議 員	17	78,840		(3.5月分) 32,193			111,033	19,446		130,479	
	その他の特別職	1,651	69,095					69,095			69,095	
	計	1,671	147,935	26,760	43,120		311	218,126	26,373	9,099	253,598	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職	6	120					120			120	
	計	6	120					120			120	

地方債の令和7年度末における現在高及び令和8年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和7年度末 現在高	令和7年度 繰越事業 起債見込額	令和8年度中増減見込額						令和8年度末 現在高見込額
			起債見込額			元金償還見込額			
			補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	
1. 普通債	3,630,638	276,000	249,400	△ 2,400	247,000	389,304		389,304	3,764,334
(1) 総務債	34,650					5,843		5,843	28,807
(2) 民生債	725					363		363	362
(3) 衛生債	386,360	17,700	27,600	△ 2,400	25,200	35,137		35,137	394,123
(4) 農林水産業債	1,116,728	181,100	141,500		141,500	112,578		112,578	1,326,750
(5) 商工債	16,934					3,380		3,380	13,554
(6) 土木債	958,303	77,200	80,300		80,300	124,451		124,451	991,352
(7) 消防債	13,658					2,183		2,183	11,475
(8) 教育債	1,103,280					105,369		105,369	997,911
2. 災害復旧債	312,236	16,800	42,800		42,800	28,672		28,672	343,164
(1) 補助災害復旧債	312,236	16,800	42,800		42,800	28,672		28,672	343,164
(2) 単独災害復旧債									
3. その他	27,219,851	637,800	1,696,200	147,600	1,843,800	4,500,405		4,500,405	25,201,046
(1) 辺地対策事業債	1,703,348	44,300	155,100	19,800	174,900	311,050		311,050	1,611,498
(2) 過疎対策事業債	11,138,138	429,000	1,378,900	127,800	1,506,700	1,541,575		1,541,575	11,532,263
(3) 合併特例債	3,214,503					1,281,703		1,281,703	1,932,800
(4) 全国防災事業債	161,583					11,142		11,142	150,441
(5) 緊急防災・減災事業債	1,204,461	22,500	51,700		51,700	188,343		188,343	1,090,318
(6) 公共施設等適正管理推進事業債	18,002		2,700		2,700	4,500		4,500	16,202
(7) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	552,176	98,400				41,115		41,115	609,461
(8) 緊急自然災害防止対策事業債	208,503	42,800	63,000		63,000	17,568		17,568	296,735
(9) 緊急浚渫推進事業債	8,775		8,600		8,600	2,725		2,725	14,650
(10) 脱炭素化推進事業債	35,000		2,700		2,700	7,825		7,825	29,875
(11) こども・子育て支援事業債	4,400	800	17,100		17,100				22,300
(12) デジタル活用推進事業債			16,400		16,400				16,400
(13) 減税補填債	3,502					3,502		3,502	
(14) 臨時財政対策債	8,938,520					1,083,571		1,083,571	7,854,949
(15) 減収補てん債	28,940					5,786		5,786	23,154
合計	31,162,725	930,600	1,988,400	145,200	2,133,600	4,918,381		4,918,381	29,308,544

議案第45号

令和8年度南砺市病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和8年度南砺市病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 令和8年度南砺市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第4条ただし書中「289,907千円」を「289,938千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 南砺市民病院事業資本的収入	292,448 千円	6,500 千円	298,948 千円
第1項 企業債	159,400 千円	6,500 千円	165,900 千円
収入合計	706,289 千円	6,500 千円	712,789 千円
支 出 (科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 南砺市民病院事業資本的支出	415,640 千円	6,531 千円	422,171 千円
第1項 建設改良費	163,498 千円	6,531 千円	170,029 千円
支出合計	996,196 千円	6,531 千円	1,002,727 千円

(企業債の補正)

第3条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額		
	既決予定額	補正予定額	計
	千円	千円	千円
建物整備事業	169,200	6,500	175,700
計	289,700	6,500	296,200

令和8年6月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和8年度 南砺市病院事業会計補正予算(第1号)実施計画

資本的収入及び支出の補正

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 南砺市民病院事業 資本的収入			千円 292,448	千円 6,500	千円 298,948	
	1 企業債		159,400	6,500	165,900	
		1 企業債	159,400	6,500	165,900	病院建物整備事業 6,500 千円

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 南砺市民病院事業 資本的支出			千円 415,640	千円 6,531	千円 422,171	
	1 建設改良費		163,498	6,531	170,029	
		1 病院建物整備等事業費	100,738	6,531	107,269	南棟エレベータ部品更新工事 6,531 千円

令和8年度南砺市病院事業会計補正予算(第1号) 予定キャッシュ・フロー計算書
(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位:千円)

1. 南砺市民病院事業

業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	△ 396,080
減価償却費	296,455
固定資産除却費	8,000
長期前受金戻入	△ 26,522
引当金の増減(△は減少)	△ 14,388
貸倒引当金の増減(△は減少)	△ 2,760
受取利息	△ 50
支払利息	23,446
小計	△ 111,899
利息の受取額	50
利息の支払額	△ 23,446
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 135,295

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 155,166
国庫補助金等による収入	3,850
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 151,316

財務活動によるキャッシュ・フロー

企業債による収入	165,900
企業債の償還による支出	△ 252,142
一般会計からの出資による収入	129,198
財務活動によるキャッシュ・フロー	42,956

資金増減額	△ 243,655
資金期首残高	746,545
資金期末残高	502,890

2. 公立南砺中央病院事業

業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	△ 200,936
減価償却費	232,461
固定資産除却費	4,492
長期前受金戻入	△ 26,310
引当金の増減(△は減少)	△ 1,749
貸倒引当金の増減(△は減少)	44
受取利息	△ 100
支払利息	32,223
小計	40,125
利息の受取額	100
利息の支払額	△ 32,223
業務活動によるキャッシュ・フロー	8,002

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 124,033
国庫補助金等による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 124,033

財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	130,300
企業債の償還による支出	△ 444,119
その他の他会計借入金返済による支出	0
一般会計からの出資による収入	283,541
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 30,278</u>
資金増減額	△ 146,309
資金期首残高	345,871
資金期末残高	<u>199,562</u>
3. 病院統括事業	
業務活動によるキャッシュ・フロー	
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>0</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>0</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>0</u>
資金増減額	0
病院統括事業統合に伴う資金減少額	0
資金期首残高	47,558
資金期末残高	<u>47,558</u>

議案第46号

令和8年度南砺市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度南砺市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和8年度南砺市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4）建設改良事業	713,179 千円	154,575 千円	867,754 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文中「393,355千円」を「396,896千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的収入	565,978 千円	151,034 千円	717,012 千円
第1項 企業債	304,600 千円	△22,600 千円	282,000 千円
第2項 出資金	74,982 千円	△2,400 千円	72,582 千円
第4項 補助金	50,370 千円	△42,557 千円	7,813 千円
第5項 負担金	73,020 千円	218,591 千円	291,611 千円

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的支出	959,333 千円	154,575 千円	1,113,908 千円
第1項 建設改良費	713,179 千円	154,575 千円	867,754 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額		
	既決予定額	補正予定額	計
上水道建設改良事業 (水道事業分)	304,600 (272,900)	△22,600 (△22,600)	282,000 (250,300)

令和8年6月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和 8 年度 南砺市水道事業会計補正予算（第 1 号）実施計画明細書
資本的収入及び支出の補正

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
						節・細節	金 額	附 記
01 資本的収入			(千円) 565,978	(千円) 151,034	(千円) 717,012		(千円)	
	01 企業債		304,600	△ 22,600	282,000			
		01 企業債	304,600	△ 22,600	282,000	001 企業債	△ 22,600	防災・安全交付金事業
	02 出資金		74,982	△ 2,400	72,582			
		01 出資金	74,982	△ 2,400	72,582	001 一般会計出資金	△ 2,400	防災・安全交付金事業
	04 補助金		50,370	△ 42,557	7,813			
		01 補助金	50,370	△ 42,557	7,813	001 国庫補助金	△ 42,557	防災・安全交付金事業
	05 負担金		73,020	218,591	291,611			
		01 負担金	73,020	218,591	291,611	002 他会計負担金	210,955	データセンター事業
						003 工事負担金	7,636	岩木橋水管橋移転補償

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
						節・細節	金 額	附 記
01 資本的支出			(千円) 959,333	(千円) 154,575	(千円) 1,113,908		(千円)	
	01 建設改良費		713,179	154,575	867,754			
		02 施設改良費	697,857	154,575	852,432	016 委託料	87,175	防災・安全交付金事業 △41,107 データセンター事業 115,555 岩木橋水管橋移転詳細設計 12,727
						024 工事請負費	67,400	防災・安全交付金事業 △40,000 データセンター事業 95,400 開発関連・送配水管新設工事 12,000

令和8年度南砺市水道事業会計補正予算（第1号）予定キャッシュフロー計算書
 （令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

間接法

（単位 千円）

1 営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	△ 17,662
減価償却費	501,799
貸倒引当金の増減額(△は減少)	38
受取利息及び受取配当	△ 5,500
支払利息	45,801
未収金の増減額(△は増額)	△ 2,108
未払金の増減額(△は減少)	△ 2,189
たな卸資産の増減額(△増加)	△ 615
引当金の増減額	351
預り金の増減額	△ 6
長期前受補助金等戻入額	△ 108,756
長期前受補助金等消費税収益額	△ 26,908
固定資産除却額	12,000
小計	396,245
利息及び配当金の受取額	5,500
利息の支払額	△ 45,801
計	355,944
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 792,429
長期貸付金の貸付による収入	52,941
国庫県補助金による収入	7,813
負担金収入	291,611
新規加入金収入	9,150
未払金の増減額(△は減少)	136,658
その他資本的支出	△ 182
計	△ 294,438
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	282,000
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 242,954
他会計からの出資による収入	72,582
計	111,628
現金及び現金同等物の増減額	173,134
現金及び現金同等物の期首残高	1,349,022
現金及び現金同等物の期末残高	1,522,156

議案第47号

令和8年度南砺市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度南砺市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和8年度南砺市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

（区分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
下水道事業（公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業）			
（4）建設改良事業	268,534千円	25,927千円	294,461千円

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業費用	2,100,355千円	2,836千円	2,103,191千円
第1項 営業費用	1,931,662千円	2,836千円	1,934,498千円
支出合計	2,656,242千円	2,836千円	2,659,078千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文かつこ書中「1,087,106千円」を「1,088,438千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業資本的収入	571,585千円	24,595千円	596,180千円
第1項 企業債	321,400千円	39,900千円	361,300千円
第4項 補助金	47,545千円	△15,305千円	32,240千円
収入合計	705,720千円	24,595千円	730,315千円

支 出

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業資本的支出	1,483,093千円	25,927千円	1,509,020千円
第1項 建設改良費	268,534千円	25,927千円	294,461千円
支出合計	1,792,826千円	25,927千円	1,818,753千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額		
	既決予定額	補正予定額	計
公共下水道事業	30,500千円	14,500千円	45,000千円
特定環境保全公共下水道事業	98,700千円	25,400千円	124,100千円

令和8年6月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和 8 年度 南砺市下水道事業会計補正予算（第 1 号）実施計画明細書
収益的支出の補正

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
						節・細節	金 額	附 記
1 下水道事業 費用			(千円) 2,100,355	(千円) 2,836	(千円) 2,103,191		(千円)	
	1 営業費用		1,931,662	2,836	1,934,498			
		1 管渠費	453,983	2,836	456,819			
						24 工事請負費	2,836	マンホールポンプ場修繕工事

資本的収入及び支出の補正

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細			
						節・細節	金 額	附 記	
1 下水道事業 資本的収入			(千円) 571,585	(千円) 24,595	(千円) 596,180		(千円)		
	1 企業債		321,400	39,900	361,300				
		1 企業債	321,400	39,900	361,300				
						1 企業債	39,900	公共下水道 特定環境保全公共下水道	14,500 25,400
	4 補助金		47,545	△ 15,305	32,240				
		1 国庫補助金	47,545	△ 15,305	32,240	1 国庫補助金	△ 15,305	社会資本整備総合交付金	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
						節・細節	金 額	附 記
1 下水道事業 資本的支出			(千円) 1,483,093	(千円) 25,927	(千円) 1,509,020		(千円)	
	1 建設改良費		268,534	25,927	294,461			
		1 管渠整備費	169,957	25,927	195,884			
						24 工事請負費	25,927	宅地造成に伴う下水道管渠工事

令和8年度南砺市下水道事業会計補正予算（第1号）予定キャッシュ・フロー計算書
 （令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

間接法

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	△295,629
減価償却費	1,646,268
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△9
受取利息及び受取配当	△2
支払利息	140,989
未収金の増減額(△は増額)	△6,861
未払金の増減額(△は減少)	△7,261
引当金の増減額	567
長期前受補助金等戻入額	△476,859
長期前受補助金等消費税収益額	△7,789
固定資産除却費	13,002
その他流動負債の増減額	7
小計	<u>1,006,423</u>
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	<u>△140,989</u>
計	865,436
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△370,182
無形固定資産の取得による支出	△20,275
国庫補助金による収入	62,240
受益者負担金及び分担金による収入	2,744
工事負担金による収入	6,001
他会計繰入金による収入	78,188
未払金の増減額(△は減少)	1,180
計	<u>△ 240,104</u>
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	270,800
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,185,435
その他の企業債による収入	170,000
その他の企業債の償還による支出	△135,295
その他の他会計借入金の償還による支出	△52,942
短期貸付金による支出	△1,000
短期貸付返還による収入	1,000
他会計からの出資による収入	139,339
計	<u>△ 793,533</u>
現金及び現金同等物の増減額	△168,201
現金及び現金同等物の期首残高	<u>729,448</u>
現金及び現金同等物の期末残高	<u><u>561,247</u></u>

議案第48号

南砺市企業立地振興条例の全部改正について

南砺市企業立地振興条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市企業立地振興条例

南砺市企業立地振興条例（平成17年南砺市条例第8号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、本市における工場等又は物流業務施設の立地及び本社機能施設等の市内への移転を促進し、併せて地域産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、地域の発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1）工場等 規則で定める業種の事業に必要な建物、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産（以下「償却資産」という。）及び電子計算機等で、営利を目的として継続的に直接使用するものをいう。
- （2）物流業務施設 規則で定める業種の事業を営む者が自ら使用するために設置する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場で、事業に必要な建物及び償却資産をいう。
- （3）本社機能施設等 規則で定める部門の業務の用に直接供する建物、規則で定める施設、償却資産、電子計算機等をいう。

（助成措置）

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、この条例の適用を受けようとする者に対し、助成措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の規定により助成措置を受けようとする者に対し、雇用機会の促進を図り、地域経済の調和ある発展に寄与すると認めた場合においては、予算の範囲内で助成金を交付することができる。ただし、既に他の事業において助成金等の交付対象とされた経費については、助成措置を行わない。

3 助成措置に係る助成事業、対象経費及び助成の基準等は、規則で定める。

（助成措置の指定の申請）

第4条 助成措置を受けようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、

市長に助成措置の指定の申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、助成措置の指定を行うものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の南砺市企業立地振興条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

議案第49号

南砺市市民センター設置条例の一部改正について

南砺市市民センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市市民センター設置条例の一部を改正する条例

南砺市市民センター設置条例（令和2年南砺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「南砺市井波520番地」を「南砺市北川166番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。

議案第50号

南砺市行政手続条例の一部改正について

南砺市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市行政手続条例の一部を改正する条例

南砺市行政手続条例（平成16年南砺市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の南砺市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第 5 1 号

南砺市印鑑条例の一部改正について

南砺市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 6 月 4 日提出

南砺市長 田中 幹夫

南砺市条例第 号

南砺市印鑑条例の一部を改正する条例

南砺市印鑑条例（平成16年南砺市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「以下同じ。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ）」を加える。

第15条中「記録された個人番号カード」の次に「、特定在留カード、特定特別永住者証明書」を加え、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第52号

南砺市税条例の一部改正について

南砺市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市税条例の一部を改正する条例

南砺市税条例（平成16年南砺市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受ける者を除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下である者に限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退

職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有するもの

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受ける者に限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当するもの又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下である者に限る。)を有するもの

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- （1）第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- （2）第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- （3）第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第3項の規定 令和10年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の南砺市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の南砺市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による新条例附則第7条の3第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第53号

南砺市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税
に関する条例の一部改正について

南砺市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条
例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税
に関する条例の一部を改正する条例

南砺市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条
例（平成28年南砺市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、「及
び償却資産」の次に「（所得税法施行令第6条第1号から第3号まで又は法人税法施
行令第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第2条第1項の規定は、
令和8年4月1日から適用する。

議案第54号

南砺市学校教育施設使用条例の一部改正について

南砺市学校教育施設使用条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市学校教育施設使用条例の一部を改正する条例

南砺市学校教育施設使用条例（平成16年南砺市条例第89号）の一部を次のように改正する。

別表（2）の次に次のように加える。

（3） 冷暖房設備使用料

施設名		単位	金額（円）
井波中学校	体育館	1時間	2,000

備考 1時間に満たない場合は、1時間とする。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第55号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|--|
| 1 財産の種別、数量 | 消防ポンプ車 1台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得価格 | 23,408,000円
(内消費税等2,128,000円) |
| 4 契約の相手方 | 富山県富山市牛島新町4番10号
株式会社モリタ 富山営業所
所長 土居 典生 |

議案第56号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | | |
|------------|--|----|
| 1 財産の種別、数量 | 除雪ドーザ14t級（利賀） | 1台 |
| 2 取得の方法 | 条件付一般競争入札 | |
| 3 取得価格 | 21,450,000円
(内消費税等1,950,000円) | |
| 4 契約の相手方 | 富山県南砺市岩屋464番地
砺波重機株式会社
代表取締役 齊藤 志郎 | |

議案第57号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | | |
|------------|--|----|
| 1 財産の種別、数量 | ロータリ除雪車1. 3m級（福野） | 1台 |
| 2 取得の方法 | 条件付一般競争入札 | |
| 3 取得価格 | 30,030,000円
(内消費税等2,730,000円) | |
| 4 契約の相手方 | 富山県南砺市岩屋464番地
砺波重機株式会社
代表取締役 齊藤 志郎 | |

議案第58号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | | |
|------------|--|----|
| 1 財産の種別、数量 | ロータリ除雪車1. 3m級（福光A） | 1台 |
| 2 取得の方法 | 条件付一般競争入札 | |
| 3 取得価格 | 30,030,000円
(内消費税等2,730,000円) | |
| 4 契約の相手方 | 富山県南砺市岩屋464番地
砺波重機株式会社
代表取締役 齊藤 志郎 | |

議案第59号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|--|
| 1 財産の種別、数量 | 井波小学校スクールバス 1台 |
| 2 取得の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 取得価格 | 23,628,000円
(内消費税等2,148,000円) |
| 4 契約の相手方 | 富山県南砺市岩屋312番地
株式会社ISHIKURO
代表取締役 石黒 和恵 |

報告第4号

令和7年度南砺市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

南砺市長 田中幹夫

令和7年度南砺市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	エコビレッジ推進費	71,170,000	71,170,000	64,372,000				6,798,000
		公共交通費	455,000	455,000		226,000			229,000
		定住推進費	4,059,000	4,059,000		2,029,000			2,030,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	6,996,000	6,996,000		6,996,000			
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対策低所得者支援給付金給付費	73,087,000	19,937,000		19,937,000			
		高齢者福祉推進費（単独）	410,000	410,000		410,000			
		在宅福祉対策事業費	9,000,000	5,200,000		5,200,000			
	2 児童福祉費	児童育成費	842,000	842,000		830,000			12,000
		物価高対応子育て応援手当給付費	170,656,000	3,841,000		3,841,000			
		児童センター・児童館管理運営費	1,910,000	1,910,000		1,000,000	800,000		110,000
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計繰出金	56,220,000	56,220,000			17,700,000		38,520,000
	2 環境費	斎場運営費	24,211,000	24,211,000			22,200,000		2,011,000
		ごみ処理費	9,460,000	9,460,000					9,460,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	1 農業費	中山間地域対策費	10,670,000	10,670,000			10,000,000		670,000
		有機農業産地づくり推進事業費	550,000	550,000		275,000			275,000
	2 農地費	土地改良事務費	2,414,000	2,414,000		2,000,000			414,000
		県営土地改良費	244,113,000	244,113,000			239,500,000		4,613,000
		市単土地改良費	17,972,000	15,267,000					15,267,000
	3 林業費	林業振興対策費	1,092,000	700,000					700,000
		森林整備センター造林費	9,409,000	9,409,000					9,409,000
		林道整備事業負担金	17,951,000	16,929,000			16,100,000		829,000
		県単林道整備費	13,885,000	13,885,000		6,792,000	6,300,000		793,000
		県単治山費	35,600,000	35,600,000		17,750,000	17,700,000		150,000
	緑地広場等管理費	3,487,000	3,410,000					3,410,000	
7 商工費	1 商工費	地域産業振興事業費	2,804,000	2,804,000		1,402,000			1,402,000
		商工振興費	104,300,000	104,300,000		104,300,000			
		観光推進費	17,942,000	17,942,000		6,935,000			11,007,000
		企業立地推進費	197,792,000	197,081,000					197,081,000
		PLAY EARTH PARK推進費	325,797,000	320,707,000	141,300,000				179,407,000
		商工施設維持費	2,970,000	2,970,000					2,970,000
		桂湖施設維持費	4,378,000	4,378,000					4,378,000
		温泉施設維持費	1,348,000	1,348,000					1,348,000
	観光施設管理費	119,892,000	117,945,000	84,600,000				33,345,000	

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁施設整備費（補助）	97,501,000	82,465,000		48,984,000	28,800,000		4,681,000
		道路橋梁施設整備費（単独）	26,758,000	24,224,000			21,900,000		2,324,000
		道路新設改良費（補助）	638,461,000	514,414,000		285,570,000	212,000,000		16,844,000
		道路新設改良費（単独）	256,798,000	234,480,000			124,000,000		110,480,000
	3 河川費	河川管理費	142,588,000	136,420,000		59,906,000	73,400,000		3,114,000
	4 都市計画費	都市計画街路費	79,725,000	10,365,000		5,048,000			5,317,000
	5 住宅費	住宅支援事業費	10,400,000	10,400,000					10,400,000
住宅施設管理費		38,206,000	38,206,000		10,618,000			27,588,000	
9 消防費	1 消防費	消防団施設費	22,687,000	22,687,000			22,500,000		187,000
10 教育費	1 教育総務費	教育センター運営費	2,310,000	2,310,000					2,310,000
	2 小学校費	小学校給食費	9,251,000	9,251,000		9,251,000			
		小学校教育教材備品整備費	1,540,000	1,540,000					1,540,000
	3 中学校費	中学校給食費	5,616,000	5,616,000		5,616,000			
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農業用施設等災害復旧費（補助）	408,792,000	394,141,000		388,399,000			5,742,000
		林道災害復旧費（補助）	20,000,000	20,000,000		14,380,000	4,400,000		1,220,000
	2 土木施設災害復旧費	道路河川災害復旧費（補助）	50,000,000	50,000,000		33,350,000	12,400,000		4,250,000
合 計			3,373,475,000	2,883,652,000	290,272,000	1,041,045,000	829,700,000		722,635,000

令和7年度南砺市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和7年度南砺市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国県支出金	地方債	その他		
3 民生費	2 児童福祉費	児童福祉施設管理費	169,400,000	67,760,000	101,640,000		101,640,000			100,900,000		740,000	本工事の完成検査において一部に修補箇所が指摘された。園児の安全確保および開園準備への配慮に伴い、修補作業に不測の日数を要し、年度内の再検査等の諸手続き完了が困難となった。
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農業用施設等災害復旧費（補助）（繰越）	15,455,000	6,130,000	9,325,000		9,325,000	9,185,000				140,000	令和6年災害による各地区農業用施設等の復旧工事の施工に際し、災害査定及び変更協議に不測の日数を要したこと、その他自然災害等の発生により、労務者の手配調整が困難となったため、令和7年度内に完了させることができなかった。
合計			184,855,000	73,890,000	110,965,000		110,965,000		9,185,000	100,900,000		880,000	

報告第6号

令和7年度南砺市介護事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和7年度南砺市介護事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1	介護福祉支援事業費	1 介護福祉支援事業費	4,070,000	4,070,000	4,070,000				
	合計		4,070,000	4,070,000	4,070,000				

報告第7号

令和7年度南砺市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

南砺市長 田中幹夫

令和7年度南砺市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	1 事業費	工業用地造成費	18,051,000	5,848,000	5,848,000				
合計			18,051,000	5,848,000	5,848,000				

令和7年度南砺市病院事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により次のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和7年度南砺市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県支出金	企業債	その他	損益勘定 留保資金			
1	公立南砺中央病院 事業資本的支出	1 建設改良費	病院建物整備等 事業費	12,782,000		12,782,000				12,782,000		受注生産資材の調達において不測の日数を要したため。
合 計			12,782,000		12,782,000					12,782,000		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県支出金	企業債	その他	自己資金			
1	南砺市民病院事業 費用	1 医業費用	南棟3階病室ファン コイル修繕	3,000,000		3,000,000				3,000,000		年度末に3F病室ファンコイルが故障し、緊急修繕工事を発注したが、修繕部品の納入に約3ヶ月を要するため。
合 計			3,000,000		3,000,000					3,000,000		

令和7年度南砺市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により次のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和7年度南砺市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	工事負担金	当年度損益勘定留保資金			
1 水道事業資本的支出	1 建設改良費	福光基幹管路耐震化設計業務委託	4,708,000		4,708,000				4,708,000			設計にあたり道路の管理者との協議や国道改良事業との調整に不測の日数を要したため。
1 水道事業資本的支出	1 建設改良費	坂下配水池耐震化工事	85,000,000		85,000,000	3,985,000	53,200,000		27,815,000			前年度から施工中の耐震化工事において発見されたクラック等の補修に不測の日数を要したことから、今年度工事の発注が遅れたため。
1 水道事業資本的支出	1 建設改良費	井波地域基幹管路耐震化工事	25,000,000		25,000,000		12,500,000		12,500,000			管路を敷設する道路管理者との協議に不測の日数を要したため。
1 水道事業資本的支出	1 建設改良費	桜ヶ池送配水管耐震工事	15,000,000	3,620,000	11,380,000		7,500,000		3,880,000			管路を敷設する道路管理者との協議や他のPLAY EARTH PARK関連事業との調整に不測の日数を要したため。
1 水道事業資本的支出	1 建設改良費	PLAY EARTH PARK事業に伴う立野原東地内送配水管敷設工事	6,000,000	2,190,000	3,810,000				3,810,000			管路を敷設する道路管理者との協議や他のPLAY EARTH PARK関連事業との調整に不測の日数を要したため。
1 水道事業資本的支出	1 建設改良費	PLAY EARTH PARK事業に伴う立野原東地内配水管敷設工事	48,740,000	14,030,000	34,710,000				34,710,000			管路を敷設する道路管理者との協議や他のPLAY EARTH PARK関連事業との調整に不測の日数を要したため。
合計			184,448,000	19,840,000	164,608,000	3,985,000	73,200,000		87,423,000			

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	工事負担金	自己資金			
1 水道事業費用	1 営業費用	南砺市上水道事業変更認可申請書作成支援業務委託	6,507,600		6,507,600				6,507,600			申請予定だった新水源の水量が確保できなかったことから別の水源を設置したが、その水源の水量および水質の確認に不測の日数を要したため。
合計			6,507,600		6,507,600				6,507,600			

令和7年度南砺市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により次のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

南砺市長 田中幹夫

令和7年度南砺市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	工事負担金	当年度留保資金			
1	下水道事業資本的支出	1 建設改良費	特環 立野原東地内管渠2、3工区工事	39,212,000		39,212,000						PLAY EARTH PARK関連事業との調整の結果、設計内容の変更及び追加施工の必要が生じ、これに伴う受注者との協議に不測の日数を要したため。
1	下水道事業資本的支出	1 建設改良費	特環 立野原東地内個別ポンプ設置工事	9,701,000		9,701,000		8,700,000				公共樹設置申請者との協議に不測の日数を要したため。
1	下水道事業資本的支出	1 建設改良費	特環 年代地内管渠工事	13,265,000		13,265,000		11,600,000				公共樹設置申請者との協議に不測の日数を要したため。
1	下水道事業資本的支出	1 建設改良費	南砺市特定環境保全公共下水道黎明浄化センター他1施設耐震化工事委託	83,900,000		83,900,000	29,500,000	54,400,000				施行委託先において行われた入札が不調となり、設計内容の変更及び受注者決定に不測の日数を要したため。
	農業集落排水事業資本的支出	2 排水事業	1 建設改良費	農集 北野地内管渠布設替工事	6,418,000	2,300,000	4,118,000		3,500,000			仮設ポンプの準備および電力会社との申請協議に不測の日数を要したことに加え、地元関係者との協議結果により施工時期に制約が生じ、年度内の完了が困難となったため。
合	計			152,496,000	2,300,000	150,196,000	29,500,000	78,200,000				

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償に係る和解について専決処分したので、同条第2項の規定により下記のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

南砺市長 田中幹夫

記

専決番号	概要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
6	令和8年1月31日に南砺市砂子谷地内で発生した車両の破損事故	南砺市在住1名	市が支払う額 9,625円	令和8年 2月27日
7	令和8年1月28日に南砺市川原崎地内で発生した市有自動車の交通事故	南砺市在住1名	市が支払う額 6,457円 市が受け取る額 369,072円	令和8年 3月30日

報告第12号

債権放棄の報告について

南砺市債権管理条例（平成23年南砺市条例第1号）第9条第1項の規定により、債権を放棄したので、同条第2項の規定により下記のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

南砺市長 田中幹夫

記

債権の名称	債権の額（円）	放棄の理由 （第9条第1項 該当号）	件数	放棄の期日
水道料金	79,719	時効経過等 （第1号）	6	令和8年3月31日
	9,889	破産等 （第3号）	3	
	39,624	行方不明等 （第4号）	7	
	74,326	死亡等 （第5号）	14	
診療報酬 一部負担金	86,990	破産等 （第3号）	3	
	1,109,324	行方不明等 （第4号）	3	
	2,358,551	死亡等 （第5号）	14	
合計	3,758,423		50	